

姫路市を甲、受託者を乙とする。

1 賃貸借に係る機器等

資料2「仕様書別表及び補足事項」のとおり（以下「装置等」という。）。

2 設置場所

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 デジタル戦略室

3 機器納入・設置期限

令和9年2月26日（金）17時まで

※3台のうち2台については、動作検証（印字位置調整）のため、令和8年11月30日（月）17時までに納入すること。残り1台については、設置場所の関係上、令和9年2月1日（月）9時～令和9年2月26日（金）17時の間に設置すること。

※令和8年12月1日～令和9年2月28日は機器の動作検証期間（印字位置調整期間）とし、賃貸借開始は令和9年3月1日とする。

※なお、デジタル戦略室へ提出するもの（保証書、機器一覧表等）は令和9年3月31日（水）までとする。

4 装置等に係るその他の事項

- (1) 稼働に必要なソフトウェア（ファームウェア等）以外の不要なソフトウェアがインストールされていないものであること。
- (2) 既存の甲の基幹系ネットワーク（住民情報系ネットワーク）に接続して動作するものであること。
- (3) 導入しているソフトウェアが正常に動作するものであること。
- (4) 機械安定化のため新造機とし、戻入再整備機（レンタルバック機）若しくは買取引き上げ機の業者による再整備機でないこと。

5 納入及び設置作業

- (1) 設置等については、第2項の設置場所（以下「設置場所」という。）に第3項の機器納入・設置期限までに設置できるように納入すること。
- (2) 設置場所にてIPアドレス等の設定作業を行い、単体動作確認を実施すること。また、本市ではMACアドレス認証を採用しており、事前にMACアドレスを本市に提出すること。
- (3) 設定作業が終了した装置等については、LAN及び電源ケーブルの配線、接続、現地クライアント端末側の設定等（プリンタドライバのインストール等）の設置現調作業を実施すること。
- (4) 前号の作業終了後、検証作業を実施すること。
- (5) 前各号の作業は、各作業につき十分な知識及び技術を持った作業者が行うこととし、作業業者間の連絡体制を確立させた上で甲の職員の指示が速やかに伝達されるよう考慮すること。なお、契約時において全体の作業を開始するにあたり全体としての体制図を提出すること。また、変更があれば直ちに甲まで連絡を行うこと。
- (6) 第1号から第4号の作業を委託する場合は、委託業者との間で契約を締結し、その旨を証する

書類をデジタル戦略室に提出すること。また、この段階で委託業者からの技術支援体制を整えること。

- (7) 乙は、前号の契約に以下の内容を含めること。

委託業者は、乙から委託を受けた作業について、全てを他に委託、又は請け負わせてはならない。一部作業について、再委託をする場合は、乙を通じて甲に申し出ること。

- (8) 第2号の作業を行った後に、設定内容の詳細を含む作業報告書等を作成し、甲に電子媒体にて提供すること。

- (9) 乙は、ダンボール類、梱包材、案内書類その他の甲が必要としない不要物は処分すること。

- (10) 前各号に係る詳細な日程については、甲と調整すること。

- (11) 前各号の作業について、作業体制を機器の設置作業開始日の前日までに甲に報告すること。

- (12) 作業計画・準備

設置作業スケジュールの作成にあたり、移動・搬入時間、機器のセットアップ（プリンタとの接続テスト等）に要する時間等を考慮のうえ、作業の遅延等が起こらないよう人員・時間等に無理のないスケジュールを立てること。スケジュール確立後は直ちに以下を電子メールに添付のうえ、設置作業初日の1週間前までに確定版のスケジュールを本市担当者宛に送付すること。

ア 作業スケジュール

イ 作業従事者一覧

ウ 作業者の顔画像データ

甲においては、端末に顔認証システムを適用しており、作業者が端末作業等を行うにあたり作業者の顔画像データの登録が必要である。顔画像データは、デジタル戦略室へ提供すること。また、デジタル戦略室は当該画像データを顔認証以外の目的で利用することは無いものとする。

- (13) 設置作業

ア 装置等の初期設定

指定する設置場所のネットワークに接続し、利用ができるよう、IPアドレス等のネットワーク接続設定を行うこと。また、MACアドレス認証について、設定作業に5営業日を要するため、余裕を持って提出すること。

イ 管理用シールおよび透明保護ラベルの貼り付け

デジタル戦略室が用意する管理用シールをデジタル戦略室の指定する場所に貼り付けること。また、指定する大きさの透明保護ラベル用意し、管理用シールの上から貼り付けること。

ウ 機器保守用シールの貼り付け

保守連絡先、受付時間を記した機器保守用シールを準備し、稼働に影響を与えない場所に貼り付けること。また、機器保守用シールを十分に覆うことのできる大きさの透明保護ラベル用意し、管理用シールの上から貼り付けること。

エ 機器一覧表の作成

ホスト名、機器シリアル番号、IPアドレス、MACアドレス等を記載した一覧表を作成し、電子メールに添付のうえ、デジタル戦略室宛に送付すること。

オ プリンタドライバのインストール

ネットワーク接続の確認後、現地に設置している端末に対し、プリンタドライバのインストール作業を実施すること。インストール作業終了後、テスト印刷を実施すること。

- (14) その他

ア 進捗状況等の連絡を行うこと。デジタル戦略室職員の指示があった場合は、その指示に従い作業を行うこと。

イ 設置に際し、本庁内は指定したエレベーターの使用は可能とする。台車に関しては、乙が用意したものに限り使用は可能とする。

(15) 前各号に係る経費は賃貸借料に含まれるものとする。

6 装置等の保守等（プリンタ及び印刷制御用端末）

- (1) 保守の受付時間内（原則平日 9 時から 17 時まで）に保守受付をした装置等について、オンサイト保守（出張保守）を原則当日実施すること。ただし、オンサイト保守が困難である場合は、甲の了解を得た上で引取保守を行うことができる。その際、代替機を持ち込み設置し、必要な設定をすること。この場合は、甲の個人情報、機密情報等が漏洩しないよう万全の対策を講じることが条件とする。
- (2) 装置等の保守を受付けた場合は、原則として連絡を受けてから速やかに（概ね 4 時間以内に）現地で保守作業を開始できる体制を確保し、当日中に利用環境の復元が完了するように努めること。保守開始にあたっては、対応方法を判断の上、甲が運用を委託する事業者及び現地担当者に対し状況説明を行った上で作業に取り掛かること。
- (3) 保守作業を行った場合は、直ちに作業報告書を作成して甲に提出し、確認を受けること。
- (4) 保守等により装置等の記憶装置を交換する場合は、交換前の記憶装置のデータ消去を実施すること。また、消去証明書等の作業完了を証明する文書を発行すること。なお、記憶装置が無い場合は不要である。
- (5) 保守体制を賃貸借期間の開始の日の前日までに甲に報告すること。なお、保守の依頼については、甲の職員又は甲が運用を委託する事業者より実施するものとする。
- (6) 前各号の作業等は、各作業につき十分な知識及び技術を持った作業者が行うこと。作業業者間の連絡体制を確立させた上で甲の職員の指示が速やかに伝達されるよう考慮すること。
- (7) 障害原因の一次切り分け作業については乙が行うものとする。この場合において、障害原因が、乙が第 5 項に基づき納入・設置現調作業を行った部分（以下「当初構成」という。）及び当初構成に含まれるハード及びソフトウェア（ドライバー、ファームウェア等を含む。）に係るバージョンアップ等乙が変更した部分である場合は、乙が保守作業を行うものとし、その他機能追加された部分である場合は、乙は調査結果について甲に報告するものとする。

なお、乙が行おうとする保守作業が前述の機能追加部分にも影響を及ぼす場合は、乙は、事前にその内容について説明し、甲の承認を得たうえで作業するものとし、乙の報告に基づいて甲が行う保守作業が前述の機能追加部分以外にも影響を及ぼす場合は、甲は事前に乙に通知するものとする。

(8) 前各号に係る経費は、賃貸借料に含まれるものとする。

7 撤去作業

- (1) 賃貸借期間が満了した場合等で装置等を返却する場合は、甲と日時を調整の上、乙が装置等を撤去（撤去機器の梱包、搬出等の作業を含む。）すること。
- (2) 装置等を撤去する場合は、装置等の記憶装置についてデータ消去を実施すること。また、消去証明書等の作業完了を証明する文書を発行すること。なお、記憶装置が無い場合は不要である。
- (3) 作業体制を撤去作業の前日までに甲に報告すること。
- (4) 前各号の作業等は、各作業につき十分な知識及び技術を持った作業者が行うこと。作業業者間の連絡体制を確立させた上で本市職員の指示が速やかに伝達されるよう考慮すること。
- (5) 前各号に係る経費は、賃貸借料に含まれるものとする。

8 その他

- (1) 装置等は、納入日以降賃貸借期間の開始日までは、乙の管理とする。
- (2) 第5項から第8項までの作業を行うに当たっては、メーカーからの技術支援体制を整えること。
- (3) 履行保証保険をもって契約保証金の納付に代える場合は、契約日から契約期間の終期までを保険期間とすること。また、契約保証金の領収書（写し）又は保険証券（原本）は、契約書に添えて甲に提出すること。
- (4) 落札後、全ての単価（装置等本体・付属品・展開費用・保守費用）について、明細を提出すること。
- (5) 契約書について、次の各号に係る特約事項の設定がある。
 - ア 契約の翌年度以降において、この契約に係る甲の予算に減額又は削除があった場合の解除権
 - イ アの規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、乙に損害があるときは、乙はその損害の賠償を甲に請求することができる。この場合における賠償額は、甲と乙における協議の上定めるものとする。
- (6) 入札保証金については、免除することとする。
- (7) 契約保証金について、姫路市契約規則第29条を適用する。